

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第48号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年4月21日 04時10分ごろ
発生場所	香川県高松市大槌島南岸沖 小槌島灯台から真方位000° 2,200m付近 (概位 北緯34°24.97′ 東経133°55.37′)
事故等調査の経過	平成27年4月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十一和丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	132987、有限会社和丸水産
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海） 機関員
死傷者等	なし
損傷	船底外板に擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長及び機関員ほか3人が乗り組み、はまち約35tを積載して愛媛県愛南町を出航し、高松市牟礼港に向かった。</p> <p>機関員は、香川県多度津町二面島南方沖の備讃瀬戸南航路入口付近で船長から船橋当直を引き継ぎ、単独で船橋当直について同航路を約11ノットの対地速力で自動操舵により北東進中、眠気を感じ、いつしか記憶がなくなった。</p> <p>本船は、平成27年4月21日04時10分ごろ大槌島南岸沖の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、自室で就寝中に乗揚の衝撃で事故に気付き、海上保安庁及び船舶所有者に本事故を通報した。</p> <p>本船は、船舶所有者の手配したタグボートにより引き下ろされた後、自力航行して高松市香西港に入港し、損傷状況を確認した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首尾とも約3.8mであった。</p> <p>機関員は、南備讃瀬戸大橋手前で眠気を感じたが、椅子に腰を掛けた状態で船橋当直を続けていて記憶がなくなった。</p> <p>機関員は、眠気を感じた時点で、約30分後には船橋当直を交替するので、眠気を我慢できると思った。</p> <p>機関員は、ふだん、眠気を感じたときには、外気に当たったり、顔をたたいたりするなどして眠気を払っていた。</p>

	<p>本船には船橋航海当直警報装置が設置されていたが、船長は、これまで事故がなかったので電源を入れていなかった。</p> <p>機関員は、備讃瀬戸航路を通航する際、漁船が出漁しているときは見張りに気を遣っていたが、本事故当時、漁船があまり出漁していなかった。</p> <p>機関員は、甲板部航海当直部員の認証を受けていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、備讃瀬戸南航路を北東進中、単独で船橋当直中の機関員が、居眠りに陥ったことから、予定変針場所を通過して大槌島南岸沖の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>機関員は、眠気を感じるようになった際、約30分後には船橋当直を交替するので、眠気を我慢できると思い、椅子に腰を掛けた状態で船橋当直を続けていたことから、覚醒水準が低下して居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>本事故時、船橋航海当直警報装置の電源が入れられて、正常に作動していれば、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、備讃瀬戸南航路を北東進中、単独で船橋当直中の機関員が居眠りに陥ったため、予定変針場所を通過して大槌島南岸沖の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>船長は、本事故後、船橋航海当直警報装置を作動させるようにするとともに、乗組員に対して眠気を感じたら知らせるように指示した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眠気を感じたときには、外気に当たるなどして眠気を払うようにし、不安な場合には他の乗組員と船橋当直を交替すること。</li> <li>・ 船橋航海当直警報装置は、航海中、常時、電源を入れておくこと。</li> </ul>